

平成30年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(23日目)

平成30年3月27日(火)

午前10時01分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第 6号 平成30年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第 7号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第 8号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第 9号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第10号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 6 議案第11号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 7 議案第12号 平成30年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第 8 議案第29号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第30号 永平寺町監査委員の選任同意について
- 第10 議案第31号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第11 議案第32号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第12 議案第33号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第13 議案第34号 永平寺町副町長の選任同意について
- 第14 議案第35号 永平寺町教育委員会教育長の任命同意について
- 第15 議案第36号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第16 議案第37号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第17 諮問第 1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第18 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第19 永平寺町選挙管理委員会委員および補充員の選挙について

第20 委員会の閉会中の継続審査について

第21 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

11番 川崎直文君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 齋藤則男君

4 欠席議員（1名）

10番 樂間薫君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君

副町長 平野信二君

教育長 宮崎義幸君

消防長 朝日光彦君

総務課長	小林良一君
財政課長	山口真君
総合政策課長	平林竜一君
会計課長	酒井宏明君
税務課長	歸山英孝君
住民生活課長	佐々木利夫君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	吉川貞夫君
農林課長	野崎俊也君
商工観光課長	清水和仁君
建設課長	多田和憲君
上下水道課長	原武史君
永平寺支所長	坂下和夫君
上志比支所長	酒井健司君
学校教育課長	清水昭博君
生涯学習課長	山田孝明君
国体推進課長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	川上昇司君
書記	源野陽一君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに23日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていますこと、まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第6号 平成30年度永平寺町一般会計予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算についてを議題とします。

日程第1、議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算について第3審議を行います。

総括質疑を行います。

通告がありますので、順に発言を許可します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは私のほうから、総括的な質問をさせていただきます。

それぞれの課のいろんな予算またはその政策については審議したと思います。そこで今回、当初に町長の所信が示されています。その所信に沿って全体的な予算組み、それから事業についての質問をさせていただきたいと思います。

町長2期目ということで、その最初の説明の中に2期目としての抱負がありました。大きくは7つの公約が示されていたと思います。まず1つは、子育てですね。それから、健康で暮らすところ。3つ目が安全・安心に暮らす。それから、笑顔というのは全部言葉に入っているんですが。それから、地域の魅力を創出し

ていくよと。それから、環境整備、インフラの整備をしていくよと。それから、住民のつながりを強固にしていくよ。そして、行政サービス、チーム永平寺町ということで頑張りますよということの7つが大きく示されていました。

今年度の町政運営として5つ挙げられていたんじゃないかなと思っています。高齢者福祉、地域福祉の推進をしていく点。それから、若者、学生との連携。子育て、教育環境の整備。そして、地域の価値の創出——価値を高めるという意味ですね——、それからにぎわいの創出。それから、人、企業の好循環、循環、好循環型、それは人を呼び込み、それに対して企業を呼び込む、そういう投資も含めた取り組みを強化していくというのが示されたと思います。

それで、こういう5つの町政運営の中から町民が主役のまちづくり、町民と協働のまちづくりを目指していこうというふうな趣旨の所信表明、また今年度に当たっての大きなあれがあったかと思っています。

そこで、大きく分けて質問させていただきたいと思います。

こういう少子・高齢化の社会情勢の中、いろんな社会環境から地域社会での生活環境の中から、キーワード的には健康福祉、住民自治、それから協働社会というのがキーワードの中に入っているかと思っています。

そこで1つ目です。その中で、7つの公約、そして今年度の町政運営の中で町長が特に大きく示していたのが、住民と同じ中で今後の地域包括ケアシステム、それから医療体制も含めてそういうものを各課と連携をしていくというふうな話がありました。そこではいろんな横断的な会議を持っていくとか、それからどういう対応をしていくかってあったんですが、庁内での連携、協力をどのようにしていくかというのが具体的にまだ示されてなかった。やっていきますよというのはありましたが、例えば介護というか連携のやつを進めようとするが、例えば庁内でどういう組織形態でやっていくのかというのが示されてなかった。また、それに対する予算的なものがあれば、その裏づけを一つまずお聞きしたいと思います。

2つ目が、地区振興会の設立、そしてそのことをやっていくという話がありました。そこで、住民自治と協働社会を構築するという意味だろうと思いますが、地区振興会のあり方とかそういう権限、役割というのが公には示されていないと思いますので、いつの時点でそれを示すのか。そして、よく言葉の中に公民館との連動という話がありましたが、どういうふうな形の連動があるのかという具体性。今の時点であれば、いつ示されるのか。そして、それに対する予算の裏づけ

はどこにあるのかということですね。先ほど言いましたように、その推進母体、市内でどこが母体となり、どういう組織を持ってそういうものを推し進めようとする具体性について、もしもあればお聞かせいただきたい。

3つ目です。次代を担う若者ですが、町長の所信の中に若者がありました、学生との連携とかそういうものは強調されていますが、地区に住む青年たちをどうするのかという、ある面ではその具体策、また予算。どういう予算がそこにつくのか。今後、補正予算の中に、先ほど言いました一連の中の進める中で具体的にそういうものを進めるのであればそういうものはどうするのか。また、その対応する具体的な組織があれば、どうしていくのかというのもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 当初予算の総括質疑ですので、ちょっと予算を絡めての話になると思いますが、まず予算につきましては、前から申し上げておりますとおり、一度いろんな、各団体、生涯学習課、福祉課、住民生活課、全ての課がいろいろな団体、総務課もあります。そういったのを一度全てテーブルにあげまして、つなげていくといいますか分析して、どういうふうなことをこの永平寺町でやっていったらいいのかというのを、一度分析する、また方向性をしっかり定めていく必要があると思います。その時点で次の年にどういうふうな予算を持ったらより効率的に、効率的と言ったらあれですけど、この永平寺町らしい福祉・健康づくりであったり、まちづくり、こういったものは連動していると思います。地域の若者をどういうふうに活用しようか。どういうふうに参加していただくか。

実はこれ、もうずっといろいろな、前々からの課題でいろいろ各課でやってきたわけなんです、30年度からは各課横断的にやっていく。各課が持ち寄って、そして各課が連携して、団体と団体をつなげたり、福祉と農業をつなげたり、そういうことが大事かなって思っております。

じゃ、どこの部署がやるのかという話になると思いますが、各課横断ということやはり私が陣頭指揮をとらなければいけないというふうに思っております。じゃ、一人でできるのかという話にもなるかもしれませんが、しっかりとその点は総務課の職員をしっかりと担当をつけるといいますか、そういうふうには私をサポートしていただくそういった職員もつけながら、各課横断的にやっていきいたと思うのと、また、その関係課の課長には事務分掌でまちづくりに関することといいますか、今回のこういったことに関することというのを課長の事務分掌に入れてい

く。そういった形で連携をとってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ありがとうございます。

こういうことを言ったら大変失礼ですが、具体的なやつは今後やっていくという……。いろんなところで言いましたが、ある面では具体的な、例えばの例を出しますと税務のところであれば債権管理室を新たに課の中に室を設けて、それ専属でやっていくような推進をやりました。それから、1期目のときには安全・安心、防災というものをつくるということで防災の専任者を設けてやりました。そういう形で、私の思いはやはりある面では陣頭指揮、町長は当然陣頭指揮ですが、専任のところ、または専任の部署的などところをつくることは必要じゃないかというのが1点。そして、それにする横断的などおっしゃっていました。だから、横断的に例えばそれを定期的で開催するとか、または自治活動、地区振興会の設立に向けた答申を専門家のほうに出して……。問いかけをして答申をもらう。諮問して答申をもらう。そういう形態とか、ぜひそういう具体的に、ことしやるのであれば、そして来年度はそれに予算をつけるのであれば、ことしはぜひ大きな組織の動きをお願いしたいというのが1点です。

それから、若者のところでは。これは当然ここに書いてありますと、いろんな地域、そういう拠点を福大とかいろんな形で結びました。これは組織があるところと色々な形で動きを示しています。しかし大変なのは、今現在、若者の組織、若者をどう動かそうかという組織のないところですので、ですから、それをどう育成するかというのをぜひとも大きな動きの中で示しながら、またできたら補正の中で方向的な予算をつけていただければというふうに思いますので、ぜひそこらあたりの検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 子育て世代、若い世代、そして高齢者の世代、いろいろな世代があります。もちろん、この中でいろんな方に参加をしてもらうことが大事だと思っていて、今までどおり行政がこうするからこれをしてくださいではなく、各団体とか住民の皆さんが、私らはこれができる、こやって連携しよう。よその団体はこういうことをやっている。うちとよく似てるで連携とっていこうとか、そういったことをこの1年で、30年度でやっていきたいと思えます。

その中で、例えば今おっしゃられた、じゃ、この部分どうしようといったときには諮問とか、そういう専門の先生とかそういう諮問を出してちょっといろいろ

教えていただいたり、講演をいただいたり、そういったことは考えられると思います。

まず、今の時点で何をしていかなければいけないかということを見つけ出すと
いいですか。それができ上がったときに住民の皆さんが意欲を持って、みんなで
決めたことや、みんなでやっ払いこうって。また、いや、それは無理になるから
とかというのは、それは行政でとか、そういった話をやはりしっかりしていくこ
とが、次、何をしたらいいかに結びついてくるなと思います。

6月の補正になるか9月の補正になるか12月の補正になるかはあれなんです
が、進めていく中で、議会とも一緒に進めていこうと思っていますので、進めて
いく中でこういった予算をお願いしますということはあるかもしれません。

そういったことで、現場感を大事にしながらちょっと進めていきたいなと思
いますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひ具体的なやつをお示しいただきたいと思います。

次の質問です。

今回は骨格予算ということである程度の予算編成がありました。それで、6月
補正、当然あると思います。当然、6月補正の中で、もう数日後スタートしてい
きますし、当然のように骨格予算プラス政策、予算が出てくると思います。

今現在、大きくわかっている方向性、また、それに対する予算の金額は別にし
て、例えばこういう事業とか、例えば観光方面ではこうですよ、いや、ここの部
分はこうですよ、大きな政策の中の大筋的なもの、または具体的な項目等があっ
たらぜひ、もう数月の後ですので、もう当然骨格の後のをつくっていると思いま
すので、示されるのであればお示しいただきたい。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、今回の当初予算には継続であったり、大型の事業であ
ったり、国、県の補助をいただいている新規事業が17件入っています。次の6
月の補正に向けましては、今回のこの骨格予算をお認めいただいて、いろいろ政
策ヒアリング等、また今言ったようなまちづくり、これはあんまり予算、今のは
あんまり予算はない、会議費程度だと思いますが、そういった予算。また、ちょ
っと今……、いろいろな、ちょっとあれですが、今詰めているところです。

11月に一度、政策ヒアリングを受けておりますが、やはり選挙の年というこ
とで、どちらかというと骨格をメインのヒアリングになっておりました。という

ことで、4月から次の2期目に向けての政策ヒアリング等を受けまして、6月の補正をつけて、また皆様にご提示させていただこうと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひ、当然6月補正のときに補正として出るんじゃないくて、議会の全協もありますので、そういうときにお願いしたい。

まだ、その予算的なのがまだ組み上がっていないのであれば、先ほど質問したやつの中のぜひ予算と、その組織編成も含めてお願いしたいというのが2点目です。

それからもう1点、ぜひお願いしたいのが、各課もそれぞれ当然政策の中で新規も含めて考えていらっしゃると思うので、ぜひそこらあたりは、今まででいくとまちづくりと、ヒアリングをしてという話で具体性が出てきてませんので、できたら、もしも再度、各課考えていらっしゃるのがあれば、町長に質問ですが、あればちょっとお聞かせ。待たなあかんですかね。

○8番（上田 誠君） まちづくりのほかにでもいいですけど、要は具体的な補正。補正予算の中の具体性があればというふうに思っているんですが。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 何か具体的なお話をということでございますけれども、本議会におきまして当初予算のご審議を願っているところでございます。この当初予算、お認めいただきましたら、それらを踏まえて、今後、中身を検討して肉づけ内容を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（齋藤則男君） 次ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 来年度当初予算への第2審査といいますか、総括という意味での質問要旨についてはこれまでも示してあるとおりです。

今ちょっとやりとりの中であったんですが、新規事業は16件って書いてあるように思うんですが。

○15番（中村勘太郎君） 17件。

○8番（上田 誠君） 継続。

○9番（金元直栄君） 本当？ほやけど、町長の所信では16というふうに書いてある。まあ、いいですけど。

大体この質問って、これまで論議してきて各課から大体聞いているので、基本

的に私が質問した内容については、そういう点を私はこう思っているんだということを示したつもりでいるんです。それぞれ課に、これまで答弁してないことがあれば答弁してもらえば結構ですけれども、僕はやっぱり基本的にはこういうところを僕は疑問を持っているんですよということを町長に問いたいということがあるので出したつもりでいます。一般質問をもう一回やるとかという意味ではございません。

それで、幾つかありますが、1つ目はやっぱり町有地の売却のあり方。これ、どうも町は引きずっているんでないかって私の思いです。

当初から無償貸しをして、ここへ通ずる町道まで廃止してきた。それはいわゆるけやき台にある福祉法人への土地の売却の話ですが。面積が大きいからと評価をさらに引き下げた。結果、その福祉法人に対して便宜を図った。当時、一度に確保できなかった土地を町が買収しておいて、そして福祉法人へ約4分の1の値段で売却になっていないか。それはやっぱり率直な疑問として私は思っています。

2つ目は、この土地の売却の問題でいうと、以前あった町内、松ヶ原のT氏への坪1万円程度での売却もそうだったと思います。これは買ったときの値段でいうと、大分前の話ですが、昭和50年代に購入したやつを、いわゆる5分の1以下の値段で売却してしまったんでないかなって思っているんですが、これもやっぱり異常だと。これら今の状況では注意していてもどうも歯どめがかかっていないように私は思うので、あえて取り上げました。特に今、国の森友学園とか加計学園問題が騒がれている中ですから、時期が時期だけに目につくと思っています。

さらに、これと関連してかどうかわからんですが、このころの問題として、いわゆる旧永平寺町の工業団地造成したところですね。町内、諏訪間のF食品への税の返還も同じではないか。当時の県への申請面積に関する資料を見れば、もう明快にわかるわけ。どこまで減免が適用されていたかというのはそこに示されているわけですから、それと比べれば明らかでないかなって思いつつ、それがただされないと、それはやっぱり数々の便宜、当時、旧永平寺町は図っていたのに、さらにそういうことになっているというのは、それは問題ではないかなと私は思ってきたことで、一緒にこの土地の問題に関連しているんじゃないかということで取り上げさせていただきました。

2つ目は、公共施設のあり方の問題です。

これは後回しになっていたものを、今の町長になって取り組み始めたというのは、それは率直に評価します。しかし、一部では整理も始めてはいるものの、合

後、さらに施設はふえてはいないか。さらに古いものを残したり、一方で「行革」の名で地域崩しの学校の問題が出かかったり、相変わらず僕は「子育ては町が責任を持つ」というのは非常に町民への安心の保障だと思うんですが、この安心をよそに、子どもたちへのしわ寄せや親の負担増にもなりかねない保育園等の民営化、これを断念するとは言わない。ちょっとここ、間違っているので申しわけないです。「しない」とは言わないんじゃないし、「する」とは言わない。そういうことが聞けていない、相変わらず。この辺も大事なことかなど。しわ寄せの方向が物言わぬ弱者へと逆になっているんじゃないかという問題です。これは町政運営にも関係するので、あえて取り上げました。

3つ目には、豊かな人間性を育む子育て環境を推進するという町長の所信の中にもあったと思うんですが、施設環境の整備については、これについては異論はないし、計画的に進めているというのは評価したいと思います。ただ、池田中学校の事件の背景は深い。県の教育への姿勢が子どもたちにも、そして先生にもあらわれた問題と捉えられていると私は思っています。本町の教育ももっと自然体でいいのではないかということをおっしゃっているところなんです。

4つ目には、高齢者福祉と庁内体制ということで、地域の医療体制の整備は地域の人たちへの大きな安心への一歩、これは率直に大きな前進だと思って取り組みを評価したいと思います。ただ、厳しい介護保険の状況を考えると、財政が厳しいわけじゃないですよ。制度あって介護なしっていうような話がよく言われる中での話です。町による独自の福祉政策も必要ではないのか。これが見えないと思っています。例えば以前には在宅者などへベッドなどを無償で福祉協議会あたりから貸していたんですが、こういう制度が始まった途端にその制度は後景に追いやられる。町の福祉事業との関連でもあるんですが。そういうことがあると思うんですね。この分野での特別の強化が求められていると私は思っています。

また、今の医療体制の強化の問題で、大学との協議は特別な知識を持つ人材を何らかの形で確保して、交渉、協議に当たらせるべきではないか。それも大事やと思うんですね。専門家集団に対する町の姿勢としても大事なことはないか。これはほかのところでもそういう提案したことありますけれども。

5つ目、農業施策です。

町長は地域の魅力、農業、産業とか農業生産基盤の強化ということをおっしゃるでも触れていらっしゃいます。これについては、ことしから米への戸別所得補償がなくなりました。町長は、農業・産業で笑顔になれるまちづくりのことを提案して

いるんですが、本当に町独自の機械購入等への支援、要望がなければあと補正も含めて対応することもあるということで聞いていますので、それは率直に評価したいと思うんですが、米の原価、北陸農政局の発表では1俵当たり、60キロ1万五千三百数十円と、1万5,400円ぐらいになるんですが、それに及ばない生産者の手取りで米は売買されています。この農業、農協いじめの国策の中、農業に未来はあるのか。ここが崩れると農村地域に人が住む必然性がなくなるわけです。担い手一本やりの機械等、施設への支援だけでは新たな担い手は出てこないのではないかと思っています。再生産性のない産業、それも長期にわたり安定していない産業というのでは、若い人にとってみると、例えば地域の農業、つまり生産組織への協力というのは、みずからほかで働いていて、みずからがまた地域の仕事の手として協力するわけですから、ある意味休みのない、苦痛にしかとられないのかもしれない。これでは農業もしくはこれにつながる地域の発展というのは見えてこない。もう率直に思うところです。

さらに、これは質問の中で触れましたが自衛隊の特別扱いの問題。少なくとも町の広報での公募はすぐにやめるべきだと思っています。

また、町の職員採用の問題でいうと、またあの人の子弟が役場に入ると言われているような声も耳に入ってきています。そういう声が聞こえてくるとどうなのかなと私も思うところです。

まちづくりの問題では、町長はどういう体制で、どこの部署が担当して取り組むか。それは方向性ぐらい示さないと、町長は町長陣頭に立って取り組むということですから、そうなってくるとまた逆に厳しいのかなという思いもないわけではないんですが、本当にそういう体制を早く示して取り組む。こっちもいろんな全国の資料なんかは示していきたいと思っているんですが、せめてやっぱり方向性は積極的に示してほしいと思っています。

車の自動走行。町民の期待も高いと思います。しかし、町民が本当に知りたいのは、いつまでに、どこで実用化するのか。アメリカではその自動走行で死亡事故も起きたという報道もされているので、それを考えると一歩立ちどまってまた検討し直すべきでないかという人たちもいらっしゃるようです。そういう中で、そういうことを積極的に町はどう示していくのか。

最後ですけど、これは質問要旨に書いてないんですが、債権管理。これは生活再建型ということで今示して、論議もしてきました。この4月から始まるということですが、これは体制がまだ見えないんですね。ただ、私はこの問題について

は生活再建型というこれまでの説明をとりあえず信じていきたいと。そういう言い方は失礼なんです、やっぱり信じて見守っていきたくて思っています。ただ、細かな報告はやっぱり逐次、議会に対してしていってもらえるのか。そのことだけは確認しておきたいと思っています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、町有地売却のあり方について、旧永平寺町時代のお話を今されましたが、それについては便宜を図ったという言葉ですが、それはちょっと今ではどういうことがあったのかというのは把握することができません。

ただ、今の永平寺町として、10年前から約束していた、無償でお貸しした地面を売るに当たってはしっかりと適正な価格で、今の時代の適正な価格で売却をしているところです。これにつきましては、やはり議会の皆様にもご理解をいただいで進めさせていただいております。今、いろいろな国の問題等ありますが、今回の、またこれもやはり適正な価格で皆さんご理解のもとに売買をさせていただいておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

当時の旧永平寺町時代、また松岡町時代の話になりますと、なかなか本当に便宜を図ったのかどうかとかそういったのは、当初からなかなかちょっとわかりませんので、その点もご理解いただきたいなというふうに思います。

そして、教育については私のほうからではなしに、まず高齢者福祉と庁内体制ということで、今、診療所に向けて調査研究をしております。この中で、そこはやはり町の診療所の先生方、そして保健師さん、いろいろな方がこれからかかわっていただきたいなというふうに思っております。そこからまた新しいこの永平寺町内の課題が見えてくるかなと思っております。そういった課題を施策に、また予算に結びつけていくということも大事だなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、大学との特別な協議、知識を持つ人材というのも、今いろいろな福祉の形でも、診療所の連携もありますし、いろいろな形でこれはまたより幅広く広がっていくのではないのかなというふうに期待もしております。

農業の施策につきましては、今年度もJAへの支援をしているところでありますが、町としましてはやはり農家の皆さんを支援していくという位置づけでしっかりとJAの支援も今させていただいております。そして、やはり一番この農業で大事かなと思っておりますが、農業をやっているという意欲のある方を支援

していく、また広げていっていただくというのがこれから大事なかなとも思っておりますので、意欲のある方の育成というものもこれから視野に入れて進めていきたいと思っております。

自衛隊の扱いにつきましては、自治体、国の法律で事務をすることとなっておりますので、また自衛隊員の皆さん、災害とかいろいろなときにいろいろな形でご協力、助けていただくことがあると思います。この事務を受けている以上はいろいろな形でしていかなければいけないというふうに思っております。

それと、職員採用につきましては、前から、議会にもいろいろ採用の仕方をご説明しております。今の永平寺町の採用の仕方は、恐らく県下でも透明性の高い採用基準になっていると思います。まず、1次試験は何点以上でないといけません。そして、2次試験は、私は入っていませんが三役ともう一つは若い職員が入っています。それも一つ一つ点数制度にして、それを合計して合格というふうな基準を設けておりますし、やはりこれも昔から何か便宜があったのではないかとかそういった話がずっとくるわけなんです、そういったことがないように、議会のほうからも傍聴に入らせていただいております。そしてあと、採用する人同士で集団討議をしていただいて、お互いがあの人はこういう人なんだなというのわかるような形をとっております。

私のところに来るときには点数の積み上げで来ておまして、じゃ、ここでこうというふうに判断をしています。そのときに、これだけ透明化にしていますと、逆に言いますと、あの人の息子だからとか、国籍が違うからとか、何々だからとか、そういったのはもう一切なしで、その方の能力一つになっておまして、そういうふうな判断で今しております。

ある意味、受けられる方の人権といいますかそういったこともしっかりと守っていかなければいけないと思っておりますので、その人権を守るにはやはり公平性というのがあります。また、公開もしておりますので、名前はちょっと伏せますが、この方はここで、この位置でというのもしていますので見に来ていただければいいですし、試験を受けられた方も何名かは見に来ておりますので、それは出させていただきます。また細かいことは総務課長からあると思いますが。

それと、まちづくり、町長はどういう体制でという話ですが、先ほど上田議員の話もありました。やはり事務とかそういったものは総務課でやっていこうというふうに思っております、総務課の、この欠員のところで1人増員を今考えて

おります。

そして、自動走行、いつまでにどこで実用化するのかということで、先般、アメリカのほうで事故がありました。あれはと言うと怒られますが、どっちかという乗用車タイプの、普通の大きい道を走るタイプの実験の中での悲惨な出来事だったんですが、永平寺町では20キロ以下の、本当にこれからの高齢者、また地域の交通弱者を支える技術を永平寺町で確立しようということで今進めております。今、数社入っておりますが、より期間を延長してでもやっていきたいという声も聞こえてきておりまして、期待をしているところです。

実用化に向けては、これはここに入っている企業さんの努力も必要なんですが、日本政府は東京オリンピックまでに何らかの形で公道を走らせたいという目標があります。ぜひ永平寺町で最初の実用化といいますか、そういったのがなれば、また一つ大きなはずみにもなるかなと思ひまして期待をしているところであります。

また今、これに伴いましていろんな技術の実験をこの永平寺町でやりたいとか、やれないかというお話もいただいております、そういった新しい技術、自動運転だけではなく新しい技術をこの永平寺町で実験されることによって、IOTセンターに人が集まって、また住民のいろいろな商工業者の皆さんのビジネスチャンスが生まれればいいなと思っております、来年は、30年度、これは補正になると思ひますがIOTセンター、そしてまたそれに伴ってサテライトオフィスができればいいなというふうに思っておりますので、またよろしく願ひします。

そして、自動運転について、やはり住民の皆さんにしっかりとこれから、いろいろな出向いていく場がありますので、まちづくりのとき、そういったときにも一つのコーナーとしてお話しできたらいいなと思っております。

それと、再建管理室につきましては4月1日からスタートしますが、まだ国体までは税務課、どちらかというところちょっと忙しくない時期に入ります。その中でしっかりとやる中で、国体が終わった後にまた税務課も忙しくなってきますので、国体を終わったスタッフをそこに配置するとか、ちょっと簡単な人事異動させていただきまして、そのときに室でいくのか課でいくのかの判断をさせていただきたいと思ひます。4月1日からは、今までの流れがありますので、しっかりと業務は始まっていきますので、ご理解よろしく願ひします。

あと補足で、皆さん、願ひします。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 財政課のほうからは、2番目の公共施設のあり方についてというところでご答弁させていただきます。

合併後10年以上が経過しておりますが、この公共施設の適正配置、統合整備という点については、ご指摘のとおり取り組み始めたところというようなのが現実です。

合併時におきましても、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域バランス、情報ネットワークを活用し、住民生活の利便性や財政事情などを勘案し、逐次検討を行うこととしておりました。

一方で、近年でございますが、景気浮揚策でありますとか、インバウンド等に見られますように地域経済の活性化とか、地域資源を生かした誘客の推進など、国、県の支援も相まって新たな行政需要に対応してきたという面もございます。

また、公共施設の更新時期が迫ってきていることから、公共施設等総合管理計画を策定し、将来的な公共施設の適正配置について長期的な視点に立って計画的に進めることとしております。この公共施設等総合管理計画では、本町における1人当たりの床面積が全国の市町、それから県内市町、類似団体のそれぞれの平均を上回っております。方向性としては、縮減に向かう必要があるというふうに考えております。

また、先ほど話題に出ました第3次行財政改革大綱の実施計画では、幼稚園施設については平成30年度、学校施設については平成32年度までに考え方を取りまとめるということとしております。

幼稚園や学校の適正配置につきましては、子どもたちの保育・教育環境を最優先に考える必要があり、子どもたちの育つ環境としてある程度の人数規模が望ましいという意見もございます。集団生活の中で切磋琢磨することや役割分担、協力し合うことの喜びなど、子どもたちの成長に必要な要素がそこにあるのだと思います。今後も望ましい子どもたちの保育・教育環境がどうあるべきかを中心に据えながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 済みません。ちょっと答弁抜けまして申しわけありませんでした。

幼稚園の民営化とかいろいろお話がありますが、今回、30年度に方向性を示

していくわけなんです、今の社会の状況とか、これから国がどういうことをしようか、そういったことをしっかりと想定しながら、平成30年度にまとめていきたいというふうに思っております。

安倍内閣は今、子育ての消費税分をそういうふうに幼児教育に充てるという案も出ておりますし、もう一つは少子・高齢化に伴う先生の不足、またいろいろな角度で本当に今、民営化というのはひょっとしたら一昔前のサービスであったのかもしれない。これからは、また公営化のほうが進めていく中ではいいのではないかと。そういった今いろいろな角度で机の上に乗せて進めていかなければいけないと思います。

今ほど財政課長が申し上げましたとおり、子どもたちがどういうふうに幸せな環境で、快適な環境で過ごすことができるかというのをやはり最優先に考えていかなければいけないなと思っておりますので、町だけではなしに、隣町が民営化したから、どこどこが民営化したからではなしに、永平寺町でもし民営化が必要であれば、どういう形でしなければいけないのか。これからの流れの中で、いや、もう民営化は時代おくれ。やはり公営で、国の支援もあるし、こういうふうやっていったほうが先生の確保もしやすいとか、そういったのもあると思います。

そういった面でこの30年度の計画というのはしっかり見据えたといいますか、そういった計画にしていかなければいけないなというふうに思っております。

それとあともう一つ、公共施設につきましては、プールを壊したり、使わなくなった幼稚園、上志比の校舎、実は壊すお金も結構高額なので、徐々に徐々に公共施設、使わないものから先に壊させていただいております。森林組合もイジョウさせていただきました。最初からちょっとふえているのではないかとご指摘もありますが、実は使わなかった公共施設、実は最初のそこに組み入れてなかったというのも現状でありまして、そういった点でも今、改めて公共施設の見直ししたときに使っていないのをに入れて壊していくというのがありますので、着実に公共施設は縮減の方向で進めていますが、ただ今回の診療所とかいろいろ新たなニーズが生まれてくることもあります。そういった中で、これから全く公共施設をふやさいのではなしに、またニーズに応じた公共施設というのはやはり必要になってくるかなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは私のほうから、農業施策のことについてご報告します。

まず、日本の食生活が多様化している中、米の需要量というのは毎年8万トンずつ減少しております。大体全体の1%強になりますが、国はこの米の過剰生産を抑制するため、実情に応じた農産物の生産を目指して米の戸別所得補償の廃止、それから主食用米以外の作物の支援を充実する施策に転換しようとしております。

さらには、農地中間管理機構という受け皿を用意して、農地の集積・集約化を促進して、農業の効率化により継続的な農業経営と所得向上を図っているところでございます。これは議員仰せのとおり、担い手を中心とした農業形態でありまして、農地集積率50%の本町においては約半数の方は個人農業者で頑張っております。そういう方は大変厳しい状態になるということは言えると思います。

こういうことを本町としましても制度設計の範囲内で精いっぱい農業者の声に応えるとともに、JAさんとタイアップして営農支援、それから町単の補助金を有効活用したいというふうに考えております。

さらには、国や県に向けて実情に応じた政策に取り組むよう意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 再三、議員さんから教育内容についていろいろとご指摘をお伺いしているんですが、もう全く思いは私も同じです。今回のことにつきましても、子どもたちをどう育てるかということにつきましても同じスタンスで思いは一緒です。深刻にも受けとめています。

いろいろ教育には価値がありまして、それを学校教育の中でどうするか。具体的な内容につきましては、校長をトップに職員会等、先生方の総意で行われるべきもので、そこについては我々も温かく教育環境を整えながら支援していくということが大事だと思っております。

いろいろと今現在、子どもたちが生き生きと、そして笑顔で明るく学校に通ってもらいたいというのは同じ思いで、今、どうやっていくかというのを考えているところです。特に今、新年度を迎えるわけですので、もう先生方、知恵を絞って来年度に向けて頑張っているところですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 自動走行の件でちょっと補足させていただきます。

自動走行の技術に関しましては、先般24日に県の交通フェスタで自動走行の

車両をハピリンのほうへ持ち込んで、参加者の方に、これは町外の方ですけれども、子どもさんたちに乗っていただいて、動かしたわけではないですけれども、座っていただいたりとかということで自動走行の技術をPRさせていただいております。

そういったことで、これからは子どもさんたち、昨年も民間の企業で自動走行の車両を小学生の子どもたちに見ていただいて、さわっていただいたりとかということで、非常に目を輝かせていたというようなこともございます。そういったことで、次の永平寺町を担う子どもたちが永平寺町からそういった自動走行の技術に触れていただいて、新たな技術者が出てくるといいなというふうに考えておりますし、そういったことで自動走行の技術を永平寺町でさらに浸透させていきたいなというふうに思っております。

また、自動走行の技術の活用という形の中で、実用化もそうなんですけれども、国体に向けたいろいろな形での自動走行の活用というのもこれから進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 職員採用につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、町職員の募集につきましては、昨年の6月23日に全員協議会のほうで概要説明をさせていただいております。また、9月12日の全員協議会におきましては、2次試験の試験概要につきまして説明をさせていただきます。また、議会のほうより立ち会いたいということで依頼をさせていただいております。そして、10月24日の全員協議会におきまして、1次試験の結果を報告させていただいております。

この1次試験の合否判定の得点でございますが、一般事務におきましては60点以上、それ以外の職種、これは保育士とか消防士等でございますけれども、それらにつきましては資格を持っている中で40点以上としております。また、採用予定の人数に5を乗じた人数、もしくは20人までとして1次試験の合格者をしております。

そして、1次試験の結果につきましては、公正かつ適正を期するために試験結果、これは開示の申請があった場合、受験者本人に試験結果を開示しております。なお今回、1次試験におきましては5名の方から開示申請がございました。2次試験については、参考までにございませんでした。

今回の一般職の採用につきましては、44名受験いたしまして、1次試験ですね。その合格者は、参考までに16名、60点以上ですけれども16名おられました。

次に、2次試験ですけれども、これは先ほども町長申しましたとおり、集団討論試験と個別面接試験です。これにつきましては、副町長、教育長、私、総務課長と関係各課の所属長1名、それから若手の職員1名、5名でした。また、議員の方にも2名の立ち会いのもと、厳正に試験を行った結果でございます。

また、これにつきましては、先ほども町長も申し上げましたとおり、周囲の環境とか知人、誰々の子弟ということではなく、あくまでも個人の能力の結果で採用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 高齢者福祉行政につきまして叱咤激励いただきましてありがとうございます。また、評価もいただきまして非常に感謝しております。

今後につきましてはですけれども、また新しい取り組みは必要だと思います。議員も強化が必要だということをおっしゃっておりますし、連携して進めていくということも必要だと思っています。

今月末にまた広域連携の交流会というものがございます。庁内の各課、それから団体も含めて交流して、政策について共有しようという動きはありますので、その辺でもまた周知していきたいと思っております。

特別新しいものを狙っているわけではございません。住民の方には背中を押すようなPRをしながら今後進めていきたいということも思っております。

以上です。

○9番（金元直栄君） ちょっと申しわけない。暫時休憩して。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時54分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

金元君。

○9番（金元直栄君） 思わぬ丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。

その中から、予算に対してはいろいろ判断したいと思っておりますので。

ただ、いろいろ今、ここで論議するということではないと思っているので、それはそれで基本的な考えを聞きたいと思ったので、何か聞きたいことがあればこっちからまた言います。反問権もありますからね。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですので、これで総括質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

金元君。

○9番（金元直栄君） 今回は骨格予算ということで基本的な方向がやっぱり示される予算だし、町政運営のいわゆる考え方が主に示された議会ではなかったかと思っています。特に町長の当初の就任挨拶といいますか、所信表明と思っていますが、それもかなり詳しくお聞きしました。

そういう意味では、これまでとちょっと違った姿勢でいろいろ示されていたのかなというのは率直に感じましたし、取り組む行政報告以外のいろんな町長の考えを示すという意味では、これまでで一番よかったんじゃないかなと僕は率直に思っています。その内容がよかったかどうかは別ですよ。

いろいろ審議した中で、補正予算も通じて今わかってきたところで、本当は保育所の問題なんかで子育ては町でこれからも責任持ちますという宣言があれば予算に対する姿勢も随分変わったのかなという思いは率直にあります。

町長は、ただそういう中でもかなり際どいというんですか、今の状況に合った幼稚園にしていきたいということも言われたので、そうかなと思いつつ、それは明言でないわけですから。ただし、率直に保育所というのはやっぱり働く親のためにつくられた、本当に身近なところで子どもを安心して預けられる場所をということで作られた施設ですから、それはそれとしてそういう思想、考え方というのは大事ではないかなと思います。

町有地の売却のあり方については、やっぱり引きずっているなって率直に思います。経過から見れば。これ申しわけないんですが、議員歴も大分長いので、そういうのが経過的にやっぱり見えてくる面もあります。ただ、ここに来て、やっぱりちょっとひっかかる場所はあるので、率直にこういうことを、こういう機会でない、それ以外でも言っていますけれども、きちっとやっぱり指摘するのは議員の仕事ではないかなと思っているところです。それはやっぱりひとつきちっと、もう少し合理的にというんですか、わかりやすい内容にすべきではないかと思うし、いろんな経過の中から、本来で言ったらこういう福祉法人への土地売却なんかはそれなりの評価を、鑑定士といえどもいろいろ町の意向も酌むわけですから、評価をしながら、なおかつ町の福祉の補助という形での制度もあるわけですから、そういう制度をきちっと使った上でやっていくことが、より合理的な説明になるのではないかということをお前は提案したいと思うんですね。

公共施設のあり方では、やっぱり進め方全体を見ていると、僕は率直にもう大変だと思います。取り組み始めて、地域のいろんな要望とかそういう中での取り組みですから本当に大変だと思います。そういうことですから、そこはきちっと進めるということで姿勢は見えるんですが、やっぱり先ほど言ったように保育園とか学校の問題では、僕らはやっぱり町長も議員になった一番最初に、一番最初の議会でないかと思うんですが、学校はやっぱり、特に小学校なんかは地域のかなめになると、地域づくりのかなめになるから残すべきではないかという質問をしたのを、僕、たしか覚えているんですね。

そういうことも含めて考えると、そういう地域のためにやっぱり教育、地域の文化的なシンボルになる学校をどう残していくかということは大事だと思うんで、それらも含めて十分考えた上でしてほしいと思うんですが、なかなか国の方向もそういう方向になっていないので、そういう中での抵抗も含めて行政は厳しいと思います。

全体として見ると、公共施設、少しふえてはいないかということで、いろんなつくられる施設についても指摘はしてきたつもりでいます。

子どもたちの教育の問題はやっぱり本当に教育長言われましたけれども、思いは同じだと。しかし、現実的には国の指導要領がある関係で、その中でのいろんな模索というのはあると思います。先生たちへのプレッシャーもあると思います。しかし今、子どもたちの立場から考えると、これでいいのかというのをどこかで警鐘を鳴らす人間とか議員も必要ではないかと思うので、あえてそういう立場を

とっていききたいと思うんですね、討論の中に入れてたいと思います。

高齢者福祉の問題でいうと、率直に町の取り組みについては評価するところも随分ありますけれども、やっぱり町独自の施策も、特に町の介護関係での要支援を見る総合事業というのをやるわけですから、それ以外のところで町の福祉事業としてやっぱり取り組んでほしいというのが願いです。

農業施策は本当にことしは農業者にとっては、言葉悪いですけど斬首台の上に立たされたのではないかというような状況だと思うんですね。そういうことを考えると、ぜひ今の状況ではなかなか農業、地域で抜け出すのが見えないということで、これは討論の中に入れていききたいと思います。

あと、ここに言いましたけど、自衛隊の公募だけはやっぱり、確かに事務は。しかし、法律にあっても、その内容については自治体の裁量に任せているわけですから、そこはやっぱり特別扱いせずに、広報での公募というのはぜひやめるべきだという立場から、今回の予算、住民に対して本当に必要な予算もたくさんありますけれども、そういう立場で反対の立場をとっていききたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、上程されております平成30年度当初予算案について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の予算案は骨格予算として計上されておまして、予算の主要事業といたしまして、新規事業17件、拡充事業4件、継続事業36件があり、義務的経費や継続事業、緊急性の高い事業など第2次総合振興計画の遂行に沿った予算編成となっております。特に町立診療所の設計に向けた詳細設計委託料や学校教育環境の充実として小中学校の改修、若者定住事業として住まいる定住応援事業、商工費といたしまして永平寺町ブランド「SHOJIN」の認定商品の販路拡大、国体の成功に向けた整備費など、子どもや子育て世代、また高齢者まで幅広く町民福祉サービスの向上が図られていると思っております。

また、政策的な経費など骨格予算で計上されなかった経費を肉づけし、6月補正をもって通年予算とすることから、この平成30年度当初予算案を速やかに可決すべきと考えております。

なお、予算の執行に当たりましては、真に町民サービス第一とし、慎重かつ適正に執行されることを望み、賛成といたします。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第6号、平成30年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(齋藤則男君) 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第7号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第8号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第9号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第5 議案第10号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第6 議案第11号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第7 議案第12号 平成30年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長(齋藤則男君) 日程第2、議案第7号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についてから日程第7、議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの6件を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第7号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についてから日程第7、議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの6件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第7号から議案第12号までの6件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第2、議案第7号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「あり」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 本町の平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計への反対討論ですが、私はいわゆる来年度から県一本化になっていくというところで、本来でいうと事務の合理化が図られ、その中で国の支援もさらに、町の説明では1,700億と国は支援すると言っていますが、1人当たり5,000円ぐらい。ところが、僕が聞いているんでは3,700億円で、1人1万円ぐらい値引きになる計算になるのではないかということは聞いているんですが、どうもそういう合理化のいいところが反映された会計予算になっていない。

これまで1次、2次、3次、4次というように県がこの広域化の方向性の中で例えば保険料の試算とかいうことを示してきていますけれども、決してそれが、あんまり住民にとっていい方向ではないように思っています。だから、そういう意味で先行きがなかなか見えない会計の状況になるので、そういう意味では私は今回、反対の立場をとっていきます。

○議長(齋藤則男君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第7号、平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(齋藤則男君) 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、平成30年度永平寺町後期後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 平成30年度永平寺町介護保険特別会計予算についての反対討論ですが、この介護保険、今回は一部3割負担という利用負担の導入があります。これは利用抑制、介護保険の利用抑制、給付抑制を目的とした狙いのある施策でありますから、どうもこれは単に年金、それなりの金額の人たちだけへの3割ではなしに、さらに将来、もっと制限を下げて広げていくという国の方向性があるようですから、認めるわけにいかない。

さらに、介護保険料など今回改定されました。基金は現在の保険料の還元に使うべきだと私は思っています。将来の負担増に備えたいというのは、介護保険会計のいわゆる3年サイクルでの見直しという制度に基づいた考えにはふさわしいのではないかと。やっぱり3年ごとに保険料見直しをするというなら、その年度内、もしくは近い年度内に基金はそれなりに消化するというのがこの制度の趣旨だと

考えています。

さらに、事業中、本来、町の福祉事業でもできること、いわゆる横出し部分は町で支援すれば保険料の引き下げは可能だと思っている点もあります。

そういうことを考えると、介護保険、なかなか周辺地域で生活していくには大変な制度になっているとも言われていますから、町のいろんな努力とか取り組みについては見られるところもあります。特に地域包括支援センターなどの本町への呼び戻しなんかはこれは大きい役割を果たしていると思いますが、やはり制度上、本当に大変な問題も生じているので、私はやっぱり今回の、特に負担抑制を、制度からの、保険会計からの負担抑制を狙ったいわゆる利用者負担の引き上げ等の内容を含む介護保険の特別会計の予算については反対の立場をとっていきま

す。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第9号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成30年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前11時16分 休憩）

(午前11時25分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第8 議案第29号 指定管理者の指定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第8、議案第29号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第29号、指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

来る3月31日をもって、指定期間が満了となる永平寺町河川公園の指定管理につきまして、南鉄興業株式会社・株式会社しばなか松岡営業所共同企業体を指定管理候補者と選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、議案第29号、指定管理者の指定について補足説明いたします。

現在、永平寺町内、3つの河川公園につきましては一括して指定管理者制度を採用しておりますが、その指定期間が今年度末をもって満了となりますことから、次期5カ年の指定管理者を募集いたしましたところ、2つの団体から申請がございました。これを受けまして、去る3月8日、体育協会、施設利用者、金融機関などで構成されます選定委員会を開催いたしまして、申請者によりますプレゼンテーション、質疑応答、採点、集計まで、当日一連の作業を行いまして、厳正に審査いたしました結果、南鉄興業株式会社・株式会社しばなか松岡営業所共同企業体を指定管理候補者と選定いたしました。

つきましては、当該団体を指定管理者と決定することにつきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新しい管理者による指定期間は、平成30年（2018年）4月1日から平成

35年（2023年）3月31日までの5年間としております。

以上、簡単ではございますが、議案第29号の補足説明とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この指定管理の業者については私は異論はございません。ただ一言、指定管理のあり方というところでやっぱりきちっと僕の考えも示しておきたいと思います。

僕は、指定管理よりこういう河川公園の管理なんかはやっぱり委託のほうが良いと思っています。と同時に、なぜそういうことを言うかといいますと、前の指定管理の業者が決まったときに、あるところが撤退を余儀なくされました。今回、その撤退した請負団体が参加していないように思うんですね。それはこれまでもいろいろ話を聞いてきているんですけど、やっぱり一旦、管理委託をやっていたのがほかの業者に移った場合、それまでやってきた体制がとれなくなってしまう、なくなってしまう。継続性がないと、中小企業というのはそういう意味では大変だと思っております。

このことを考えたら、やっぱり町のいろんな施設の管理や、またそういう公園の管理なんかも含めてぜひ考えてほしいというところで、ここで質問したいわけです。その意味はわかると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） これにつきましては、私どもも指定管理がいいのか業務委託がいいのかということを考えました結果、1月の全協の中でもご説明いたしました。業務委託との金銭的な比較でありますとか、あと指定管理の権限を任せることによって管理者が臨機応変な措置をとれるということも一つ。あと、業務委託と指定管理の際の職員の業務の負担量というようなことを総合的に考えました結果、指定管理でやらせていただきたいということにさせていただきました。

申請があったかないかということにつきましては、それはその団体、団体の事情によるものと考えますので、ちょっとそこは私どもの意思とはちょっと範疇外といいますか、及ばないところだというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 実は公共施設の管理等、たくさんの管理委託があると思うん

ですが、できるだけやはり町内の業者を使っていく、育成する。それが行政の仕事でもないかと思うんですね。そこはやっぱり、僕が言いたいのは徹してほしいということなんです。こういう委託って数多いですけども、たたけばただだけ、安ければ安いほどいいという問題ではないと思うんですね。やっぱり再生産、そこで従業員きちっと雇用していけるそういう計算のもとに成り立つ内容になっているかどうか。そこはきちっとして、やっぱり町内で継続的にやっていってもらうような模索を、もしその人たちがやれなくなったらほかのところをきちっと町内で育成するというのを行政もかかわって進めてほしい事業だということでも質問させていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の指定管理の中で、各選定委員の審査票を参考までにいただいております。

その中で2つお聞きしたいんですが、1つは8番というところとわかるかわかりませんが、事業計画書に基づく団体の社会貢献活動ということで、障がい者あるいは福祉対策、男女共同参画、地域との共生というところで、そこがB社と最も差があるところになっております。具体的には、この指定管理を受けたときにはそういったことがどのように反映されているか、反映していくのかというのは何かお聞きでしょうか。

それともう1点は、これは審査票を見ますと配点は700点です。700点の中で、今回出されたのが474点になります。パーセントでいうと67、百点満点中67点ということなんですが、この指定管理を指定する上で、要は2社のどちらかが、点数高いほうがというやりとりをするのか、それとも基準としてここまでの配点が必要やということを基準として出してやるのか、どちらなのでしょう。

もし持っていたら、その基準点を持っていたら、また。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） まず、審査票の8番ということで社会貢献活動の内容につきましても、当該団体は消防団協力事業所でありますとか防災士を雇用しているでありますとか、また町との間に災害時の協定を結んでおりますとか、そのあたりの緊急的な有事の際の措置といたしますか対応といたしますか、地元で根差した業者であることもありまして、そのあたりが評価されたものというふうに思っ

おります。

それと、得点につきましては、これは最低何点以上ないといけないというものではなくて、得点の高いほうというようなことで判断いたしております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第29号、指定管理者の指定についての質疑、第1審議を終わります。

お諮りします。

本件について、第2審議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですので、本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号、指定管理者の指定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第30号 永平寺町監査委員の選任同意について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第9、議案第30号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第30号、永平寺町監査委員の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町監査委員に前川次夫氏を選任同意をお願いするもので、法律の規定に基づき、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

前川氏は、人格、識見ともに立派な方で、旧丸岡町役場理事、五領川公共下水道事務組合事務局長として要職を経験され、平成26年度より当町の監査委員として就任をいただいております。これまでの官民各分野で活躍された経験、知識を生かしていただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですから質疑を終わります。

これより議案第30号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第31号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

～日程第11 議案第32号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

～日程第12 議案第33号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第10、議案第31号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第12、議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第31号、永平寺町固定資産評価審査委員の選任同意についてから日程第12、議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員の選任同意についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第31号から議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、固定資産の評価に関する不服を公平な立場から審査するために、議会の同意を得て選任するもので、任期は3年でございます。

議案第31号から提案理由をご説明申し上げます。

現在、委員を務めておられます布目一夫さんは、平成30年3月31日をもって任期が満了いたします。

布目さんは、平成27年4月から1期3年間務めており、旧松岡町役場では税務課長を経験され、税務行政に精通されておられることから、再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものです。

議案第32号についてでございますが、同じく委員を務められておられます山口富士雄さんも平成30年3月31日をもって任期が満了いたします。

山口さんも、平成27年4月から1期3年間務めており、人格、見識ともにごすぐれ、固定資産に精通されておられることから、再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものです。

議案第33号についてでございますが、同じく委員を務められております南部哲さんにつきましても、平成30年3月31日をもって任期が満了いたします。

南部さんも、平成27年4月から1期3年間務めており、人格、見識ともにごすぐれ、固定資産に精通されておられることから、再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものです。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより議案第31号から議案第33号までの3件について、1件ごとに行います。

これより議案第31号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより議案第31号、永平寺町固定資産評価審査委員の選任同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(齋藤則男君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより議案第32号、永平寺町固定資産評価審査委員の選任同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(齋藤則男君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員の選任同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(齋藤則男君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時43分 休憩)

(午前 11 時 43 分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第 13 議案第 34 号 永平寺町副町長の選任同意について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第 13、議案第 34 号、永平寺町副町長の選任同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第 34 号、永平寺町副町長の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町副町長に平野信二氏の選任同意をお願いするもので、法律の規定に基づき、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

平野氏は、平成 26 年度より当町の副町長として就任いただいております、旧松岡町役場に入庁以来 38 年余りにおいて豊富な行政経験を積み、行政のプロとして引き続き手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

金元君。

○9 番（金元直栄君） 私、副町長のこれまでのいろんなやってきたことについては見てきておりますけれども、これは町長与党ではないので、私、反対するというのも悪いかと思ひまして、これから議案 37 号まで退席させていただきます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

これより議案第 34 号、永平寺町副町長の選任同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 46 分 休憩)

(午前 11 時 46 分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第 14 議案第 35 号 永平寺町教育委員会教育長の任命同意について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第 14、議案第 35 号、永平寺町教育委員会教育長の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第 35 号、永平寺町教育委員会教育長の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町教育委員会教育長に、室秀典氏の任命同意をお願いするもので、法律の規定に基づき、議会の同意を賜りたく提案した次第であります。

室氏は、人格、識見ともにすぐれた立派な方で、昭和 51 年に松岡中学校教諭として採用以来 38 年余りにおいて豊富な教育行政経験を積まれ、その経験、知識を生かし、平成 29 年 3 月より町教育委員会委員として就任いただいております。人格高潔であり、教育行政に関し、強い情熱と卓越した識見を有しており、本町教育長として適任と存じ、提案する申し上げます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

これから議案第 35 号、永平寺町教育委員会教育長の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 50 分 休憩)

(午前 11 時 53 分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第 15 議案第 36 号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

～日程第 16 議案第 37 号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第 15、議案第 36 号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についてから日程第 16、議案第 37 号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についてまでの 2 件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 15、議案第 36 号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についてから日程第 16、議案第 37 号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についてまでの 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第 36 号、第 37 号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 36 号につきまして、永平寺町教育委員会委員、室秀典氏が平成 30 年 3 月 28 日に辞職することから、大坂蘭子氏を後任の教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

大坂氏は、昭和 53 年に美浜町弥美小学校教諭として採用以来 38 年余りにおいて豊富な教育行政経験を積まれました。人格高潔であり、教育、学術及び文化に関しすぐれた識見を有しており、本町教育委員として適任と存じ、提案するものであります。

続きまして、議案第 37 号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由をご説明申し上げます。

永平寺町教育委員会委員の藤田みすず氏が平成 30 年 3 月 31 日に任期満了となることから、桑原さとみ氏を後任の教育委員に任命したいので、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

桑原氏は、昭和56年に勝山高等学校非常勤講師として採用以来37年余りにおいて豊富な教育行政経験を積まれました。人格高潔であり、教育、学術及び文化に関しすぐれた識見を有しており、本町教育委員として適任と存じ、提案するものであります。

以上、提案理由のご説明させていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより議案第36号から議案第37号までの2件について、1件ごとに行います。

これより議案第36号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私のほうから質問させていただきます。

先ほどの全協でも質問させていただきましたが、本会議場でもやっぱりきちっとお話ししておかないといけないと思ひまして立たせてもらいました。

36号、37号とも両方にかかることなのですが、今ほどの教育委員会制度ちよっと変わって、実際は4名の方の教育委員が選任される形になります。その中で、栗田先生、医師の方ですが、そのほかは全部学校の校長出身ということでもあります。教育委員会、永平寺町の教育行政も含めて、やはり社会教育畑の方も1名選任をいただくというのが私はいいんじゃないかなというふうに思うんです。当然このお二人方、また4人の方が学校教育出身の方がどうやこうやとか、あかんと言っているわけじゃなくて、その個人に対しての云々じゃなくて、同じように教育委員会の教育委員としてはやはり社会教育畑の方もある面ではそういう見方で見れる方。だから、4人中1人はお医者様、それから教育委員会の学校先生ですが、もう1名はできればそういう方をぜひ選任していただくほうがいいんじゃないかと思ひ、先ほども質問させていただきましたが、再度ここでその考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今ほどのご提案と申しますかお話ですが、教育委員会、学校部局と生涯学習部局がありまして、やはりどちらにも精通されているというのは大事だというふうに思っております。

ただ、今回お願いしております2名の方につきましては、やはり永平寺町の小学校、中学校で勤務され、また地域の実情もよく理解されているという面もあります。そういった面で、やはり教育委員会のほうでもしっかりと生涯学習についても議論していただき、またいろいろ提案いただく、そういった環境づくりにも努めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひ、この選任の中にそういう見方もお願いしていただきたいというふうに思います。再度お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

これより議案第36号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

これより議案第37号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 0時00分 休憩）

(午後 0時00分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第17 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

～日程第18 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第17、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第18、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第17、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第18、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました諮問第1号、そして第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案書18ページから19ページをお開きください。

現在、永平寺町人権擁護委員の永平寺町松岡薬師台1号30番地、比島直美氏が本年6月30日をもって任期満了、退任となるため、永平寺町松岡葵2丁目62番地2、田中みゆき氏を福井地方法務局に対し推薦いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

田中氏は、36年間、教員として子どもの教育活動に携わる中、教育経験による人権擁護に理解があり、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であり、これまでの知識を生かし手腕を発揮していただけるものと期待しております。

続きまして、議案書20ページから21ページをお開きください。

現在、永平寺町人権擁護委員の永平寺町松岡湯谷第8号12番地、川上貴美子氏が本年6月30日をもって任期満了、退任となるため、永平寺町松岡西野中第28号21番地1、酒井洋子氏を福井地方法務局に対し推薦いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございま

す。

酒井氏は、保育士として子どもの保育にかかわってこられ、その経験により人権擁護に理解があり、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であり、これまでの知識を生かし手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより諮問第1号から諮問第2号までの2件について、1件ごとに行います。

これより諮問第1号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

本件は、田中みゆき君を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、田中みゆき君を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

本件は、酒井洋子君を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、酒井洋子君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 0時06分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

永平寺町人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての2件については、お手元に配付いたしました意見書のとおり答申することに決定しました。

～日程第19 永平寺町選挙管理委員会委員および補充員の選挙について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第19、永平寺町選挙管理委員会委員および補充員の選挙についてを行います。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により、委員4名、補充員4名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

永平寺町選挙管理委員会には、永平寺町松岡芝原2丁目29番地、田中秀明君、永平寺町松岡吉野第7号6番地、吉岡龍人君、永平寺町京善第18号16番地、中川まゆみ君、永平寺町山王第26号81番地、岩口清志君、以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方々を永平寺町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました永平寺町松岡芝原2丁目29番地、田中秀明君、永平寺町松岡吉野第7号6番地、吉岡龍人君、永平寺町京善第18号16番地、中川まゆみ君、永平寺町山王第26号81番地、岩口清志君、以上の方々が永平寺町選挙管理委員に当選されました。

次に、永平寺町選挙管理委員補充員には、永平寺町松岡春日2丁目44番地、小林仁章君、永平寺町松岡兼定島第21号56番地6、西野弘美君、永平寺町高橋第7号34番地5、山本雄二君、永平寺町山王第14号1番地4、浅野秀信君、以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方々を永平寺町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました永平寺町松岡春日2丁目44番地、小林仁章君、永平寺町松岡兼定島第21号56番地6、西野弘美君、永平寺町高橋第7号34番地5、山本雄二君、永平寺町山王第14号1番地4、浅野秀信君、以上の方々が永平寺町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は議長が指名しました順序に決定しました。

～日程第20 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第20、委員会の閉会中の継続審査についての件を議題とします。

総務産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第21 委員会の閉会中の継続調査の申し出～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第21、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午後 0時12分 休憩)

(午後 0時12分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

年度最後の定例会を閉会するに当たり一言申し上げます。

議員各位には、去る3月5日開会以来23日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。

この定例会は、4月から始まる平成30年度の予算、つまり町の1年間の収入と支出の見積もりであると同時に、町民に対してはどのような行政サービスを行い、真に町民の福祉向上に努めるかを約束するものであります。

今定例会では、町長選挙の年でもあり、新しく始まる年度の予算案は骨格ではあったものの、継続事業等を含め本予算に近い予算であったとも思います。

さて、予算を含め多くの重要議案を審議し、可決、承認いたしました。おのおの議員から都度都度質疑があり、それぞれ回答もありました。議員の発言は大変重いものであり、その発言は根拠に基づく発言であります。憶測等による発言ではありません。理事者の皆さんにおかれましては、審議の中における質疑、提案等を謙虚に受けとめて、常に町民のための町政運営を図られるよう切に要望いたします。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力を申し上げまして、平成30年第1回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成30年度当初予算や条例の制定等を初めとする重要案件について慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。また、各委員の任命のご同意などをいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

一般質問や予算審議におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも真摯に受けとめ、現状並びに課題の所在を十分に認識し、町政発展のため努めてまいり所存でございますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

本年は地方創生の加速化のための1年と言われております。昨年は地方創生の進化と位置づけ、地域や政策間の連携が図れる効果の高い事業へ支援を図る1年目となりました。国は、これから地方創生の加速化に向けて、地方大学の振興や若者の雇用創出、国民健康保険制度改革や子ども医療費制度改正など、生産性革

命、人づくり革命を両輪として少子・高齢化社会という壁を克服することとして
います。地域の魅力や個性ある地域づくりが全国で展開されています。町も将来
を見据え、腰を据えて、現状と将来分析をしっかりと行い、地方創生の実現に向け
て取り組んでまいります。

また、今回で退任される宮崎教育長には、2期5年、永平寺町の教育を支えて
いただきました。教職員の充実した環境、また礼の心を通した学校づくり、公民
館活動の活発化など多くのことに取り組んでいただき、すばらしい成果を上げて
いただきました。深く感謝と敬意を申し上げますとともに、今後のさらなるご活
躍をご期待申し上げます。ありがとうございました。

ようやく春の気配が感じられる季節となりましたが、議員の皆様におかれまし
ては健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会
のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午後 0時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員